

令和6年度中学校新1年生用指定校変更許可基準

区分	事由	ランク	必要書類等	留意事項等
1	疾病又は身体的理由により、指定校に通学(就学)することが困難	S	医師の診断書等	疾病が理由の場合は、通院が条件
	①身体状況により、指定校の設備や構造では、通学や学校生活を送ることが困難			
	②週5日以上、申立学校近辺の病院への通院が必要			
2	兄弟が指定校以外の中学校(申立学校)へ翌年度も通学(就学)している(見込である)	S		
3	指定校以外の中学校(申立学校)の通学区域に住居を建築中で、建築完成又は入居予定が間近(入学後概ね半年以内)・概ね30分以内で安全に通学が可能	S	転居先住所の記載された売買契約書、賃貸借契約書等の写し	入学後概ね半年以内に建築又は入居が確実な場合
4	市街地再開発事業、道路拡幅事業、都営住宅改築事業、区画整理事業、河川改修事業等の公共事業施行に伴う一時立退きが必要	S	左記事業等に該当していることを証明するもの	
5	生徒がいじめ等により、指定校に通学(就学)が困難な状況	S	理由書(様式自由)	関係者への聞き取り等、事実関係を精査する
6	通学距離が指定校より一定以上近く、登下校の安全・安心を確保できる	S		
	①指定校への道のりと申立学校への道のりに、500m以上かつ2倍以上の差がある			
	②指定校への道のりと申立学校への道のりに、500m以上の差がある			
	③指定校への道のりと申立学校への道のりに、2倍以上の差がある	A		
その他	「指定校に通うことができない事情」があり、指定校以外の中学校(申立学校)に通学することが教育上の観点から、より適切と認められる場合	個別審査	理由書(様式自由) その理由を客観的に証明するもの	

※上記の区分に該当する理由がないと認められる場合については、基準非該当により「不許可」となります。